

# 令和 2 年 第 10 回

## 土浦市農業委員会総会議事録

### 1 開会の日時および場所

令和 2 年 10 月 13 日 (火) 午後 2 時

土浦市役所農業委員会室

### 2 議事日程

報告第 44 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に対する受理について

報告第 45 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理  
について

報告第 46 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理  
について

報告第 47 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

議案第 51 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移動の許可について

議案第 52 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について

議案第 53 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について

議案第 54 号 農用地利用集積計画について

### 3 出席した委員

1 番 萩 島 一 郎                      2 番 飯 塚 利 之                      4 番 塙                      佳 樹

5 番 柴 沼                      栄                      6 番 菅 谷 幸 治                      10 番 栗 原 敦 子

11 番 井 沢                      清                      12 番 高 橋 弘 一

### 4 欠席委員

3 番 浅 野 均                      7 番 飯 島                      栄                      8 番 高 野 三 郎

9 番 川 村 剛 久

※総会は、現に在任する委員（12名）の過半数が出席することで開催となります。  
新型コロナウイルス感染症防止対策として、過半数となる8名が出席しました。

### 5 説明のため出席した者

事務局長 下村 浩                      局長補佐兼農地係長 坂本 直親                      主 幹 中村 裕一

主 幹 圓城寺 陽一                      主 事 中野 沙耶香

### 6 総会の大要                      午後 2 時 45 分閉会

議 長	<p>只今、出席委員は8名で総会は成立いたしました。</p> <p>よって、これより、令和2年第10回土浦市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の欠席委員を申し上げます。3番 浅野委員，7番 飯島委員，8番 高野委員，9番 川村委員，以上4名の方が欠席となります。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により，6番 菅谷委員，10番 栗原委員，以上2名の方を指名いたします。</p> <p>審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により，総会は公開することになっております。発言の際は，個人情報に関する事項について住所・氏名・所在等については発言しないようお願いいたします。</p> <p>なお，発言の際は挙手のうえ，指名されてから，起立して質問をお願いいたします。</p> <p>それでは，早速議事に入ります。</p> <p>報告第44号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	(報告第44号について議案書のとおり報告)
議 長	1番はあっせん希望のようですが，以前は自作地ですか。
事 務 局	農業委員会を通しての賃借権設定等はありませんので，自作地となっております。
議 長	届出地近くの認定農家に声をかけてみる形にしたいと思います。その他質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしということで，報告第44号については原案通り承認します。
	次に報告第45号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。
事 務 局	(報告第45号について議案書のとおり報告)
議 長	只今の報告について，質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしということで，報告第45号については原案通り承認します。
	次に報告第46号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届

	出に対する受理について」を事務局から説明願います。
事務局	(報告第46号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第46号については原案通り承認します。 次に報告第47号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明願います。
事務局	(報告第47号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第47号については原案通り承認します。 次に議案に入ります。 議案第51号「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を上程いたします。1番 萩島委員から説明をお願いします。
萩島委員	1番 萩島です。議案第51号「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を説明いたします。去る10月5日、飯塚委員、栗原委員、私と事務局3名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。現況田1筆576㎡、譲受事由は農業経営規模拡大のため、作付予定はレンコンです。譲渡事由は農地中間管理機構の特例事業の用に供するため、売買による所有権移転です。2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑2筆4,784㎡、譲受事由は譲渡人の要望により、作付予定は花きです。譲渡事由は高齢のため管理が出来ないため、贈与による所有権移転です。以上、調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議長	只今、萩島委員から説明がありました。この件につきまして質問はございますか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、議案第51号「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は許可することに決めます。 次に議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請に対する許可につ

飯塚委員	<p>いて」を上程いたします。2番 飯塚委員から説明をお願いします。</p> <p>2番 飯塚です。議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について」を説明いたします。去る10月5日、萩島委員、栗原委員、私と事務局3名で調査を行いました。</p> <p>申請人、申請地は議案書記載のとおりです。田畑4筆 1,763 m<sup>2</sup>、転用目的は、申請地へ共同住宅を建築するためです。農地区分は第2種農地です。以上、調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、飯塚委員から説明がありました。この件につきまして質問ございますか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしということで、議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について」は許可することに決めます。</p> <p>次に議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について」を上程いたします。10番 栗原委員から説明をお願いします。</p>
栗原委員	<p>10番 栗原です。議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について」を説明いたします。去る10月5日、萩島委員、飯塚委員、私と事務局3名で調査を行いました。</p> <p>1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。田1筆 409 m<sup>2</sup>、転用目的は申請地を駐車場として利用したいため、賃借権の設定です。申請地は、昭和50年前半から駐車場として利用しており、違反状態を是正するための申請です。農地区分は第2種農地です。2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 1,983 m<sup>2</sup>、転用目的は申請地を貸駐車場として利用したいため、売買による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 1,612 m<sup>2</sup>、転用目的は申請地を車両置場として利用したいため、売買による所有権移転です。農地区分は第1種農地です。以上、調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、栗原委員から説明がありました。この件につきまして質問ございますか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしということで、議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について」は許可することに決めます。</p> <p>次に議案第54号「農用地利用集積計画について」を上程いたします。事</p>

事務局	<p>務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第54号「農用地利用集積計画について」を説明いたします。1番から3番まですべて新規設定となります。1番, 2番の耕作者は新規就農者で, 定年退職後, 親の農地で就農しました。今まで相対で耕作していましたが, 初めて利用権を設定します。3番は, 報告第47号で解約した農地を, 息子が耕作するため, 利用権を設定します。農業経営状況等詳細につきましては, 議案書記載のとおりですので, ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>只今, 事務局から説明がありました。この件につきまして, 質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしということで, 議案第54号「農用地利用集積計画について」は原案通り決めます。</p> <p>以上で令和2年第10回総会の全議案を終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。</p>

令和2年10月13日

議長

署名人

6番

10番